

小児かかりつけ医の登録について

2016年の診療報酬改定において、「小児かかりつけ医」の登録ができるようになりました。
(小児かかりつけ診療料)

この制度は、お子さんの普段の健康状態を把握している医療機関に受診することで、重複受診を防ぎ、医療費の無駄遣いを減らすことが目的です。

当院をかかりつけ医にすることを希望される方は、下記の注意事項を良くお読みの上、申し込みをお願いします。(登録できる医療機関は、一人につき1か所のみです)

『算定の条件』

- 1) 継続的に受診している3歳未満(未就学まで延長可)の患者さんで、有病時に最初に受診する医療機関として指定することの同意を得ている場合
- 2) 医療機関は患者さんからの電話等の問い合わせに対して、原則として常時対応すること
- 3) 急性疾患、慢性疾患について必要な指導および診療を行なうこと
- 4) 発達段階に応じた助言・指導を行い、健康相談に応じること
- 5) 予防接種に対して必要な指導及び助言を行なうこと
- 6) 他の医療機関と連携して、患者さんが受診している保険医療機関をすべて把握すること

◆かかりつけ医登録を行うと

1. 何か症状があれば、まずは(緊急時を除いて)当院に受診することになります。
2. 他の医療機関で治療中(定期的な通院も含む)の場合は、事前に申告してください。
3. 小児科以外の疾患(皮膚科・耳鼻科・眼科など)でも、当院を受診して構いません。専門的な診療が必要と考えられるときは、当院から直接連絡・紹介します。
4. 当院への連絡は、診療時間内は代表電話 0175-24-5656 におかけください。
5. 診療時間外や休診日には、院長携帯 080-5735-8418 で対応します。
ただし、事前に登録された電話番号以外からの問い合わせには対応いたしかねますので、電話の設定を番号非通知にしている場合は、解除してからおかけください。
6. 原則として電話で常時対応しますが、深夜や休診日については対応できない場合もありますので、その際は救急指定医療機関(むつ総合病院 0175-22-2111 など)や小児救急電話相談(#8000)にご相談ください。

どんぐりこどもクリニック
院長 佐々木正人